

司法取引の対象となる「特定犯罪」一覧

類型	罰条	罪名等
A：競売等妨害	刑法 96 条から 96 条の 6 の罪	封印等破棄(96 条)、強制執行妨害目的財産損壊等(96 条の 2)、強制執行行為妨害等 (96 条の 3)、強制執行関係売却妨害 (96 条の 4)、加重封印等破棄等 (96 条の 5)、公契約関係競売等妨害罪 (96 条の 6)
B:文書偽造等	刑法 155 条の罪、155 条の例により処断すべき罪、157 条の罪、158 条の罪、159 条から 163 条の 5 までの罪	公文書偽造等 (155 条)、虚偽公文書作成等 (156 条)、公正証書原本不実記載等 (157 条) 、偽造公文書行使等 (158 条) 、私文書偽造等 (159 条)、虚偽診断書等作成 (160 条)、偽造私文書等行使 (161 条)、電磁的記録不正作出・供用 (161 条の 2)、有価証券偽造等 (162 条)、偽造有価証券行使等 (163 条) 、支払用カード電磁的記録不正作出等 (163 条の 2)、不正電磁的記録カード所持罪 (163 条の 3)、支払用カード電磁的記録不正作出準備罪 (163 条の 4)、不正電磁的記録カード所持罪 (163 条の 3)・支払用カード電磁的記録不正作出準備罪 (163 条の 4 第 1 項) の未遂罪 (163 条の 5)
C：贈収賄	刑法 197 条から 197 条の 4 までの罪、198 条の罪	収賄罪・受託収賄罪・事前収賄 (197 条) 、第三者供賄 (197 条の 2)、加重収賄・事後収賄 (197 条の 3)、あっせん収賄 (197 条の 4)、贈賄 (198 条)
D:詐欺・恐喝・横領	刑法 246 条から 250 条までの罪、252 条から 254 条までの罪	詐欺 (246 条)、電子計算機使用詐欺 (246 条の 2)、背任 (247 条)、準詐欺(248 条)、恐喝 (249 条)、上記各罪の未遂罪 (250 条)、横領 (252 条)、業務上横領 (253 条)、遺失物等横領 (254 条)
E:組織犯罪処罰法の一定の罪	組織犯罪処罰法 3 条 1 項 1 号から 4 号まで、13 号・14 号に掲げる罪に係る同条の罪及びその未	組織的封印等破棄 (3 条 1 項 1 号) 、組織的強制執行妨害目的財産損壊等 (3 条 1 項 2 号)、組織的強制執行行為妨害等 (3 条 1 項 3 号)、組織的強制執行関係売却妨害 (3 条 1 項 4 号)、組織的詐欺 (3 条 1 項 13 号) 、組織的恐喝 (3 条 1 項 14 号)、組織的詐欺・組織的恐喝の未遂 (4 条)

	遂罪	
F:マネーロー ンダリング	組織的犯罪処罰 法 10 条・11 条 の罪	犯罪収益等隠匿（10 条）、犯罪収益等收受（11 条）
G：財政経済 関係犯罪	<p>租税に関する法律、独占禁止法、金融商品取引法に規定する罪その他の 財政経済関係犯罪として政令で定めるもの</p> <p>①以下の法律違反の罪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法 ・ 不正競争防止法 ・ 特許法 ・ 商標法 ・ 著作権法 ・ 特定商取引法 ・ 出資法 ・ 貸金業法 ・ 犯罪収益移転防止法 ・ 破産法 ・ 民事再生法 ・ 資金決算法 ・ 銀行法 ・ 保険業法 ・ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 ・ 農業協同組合法 ・ 消費生活協同組合法 ・ 水産業協同組合法 ・ 中小企業等協同組合法 ・ 協同組合による金融事業に関する法律 ・ 外国為替及び外国貿易法 ・ 商品先物取引法 ・ 投資信託及び投資法人に関する法律 	

- 信用金庫法
- 長期信用銀行法
- 労働金庫法
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- 預金等に係る不当契約の取締に関する法律
- 実用新案法
- 意匠法
- 金融機関の合併及び転換に関する法律
- 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律
- 半導体集積回路の回路配置に関する法律
- 特定商品等の預託等取引契約に関する法律
- 不動産特定共同事業法
- 種苗法
- 資産の流動化に関する法律
- 債権管理回収業に関する特別措置法
- 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律
- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律
- 農林中央金庫法
- 株式会社商工組合中央金庫法
- 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
- 信託業法
- 会社更生法

② 刑法及び上記各法律以外の法律で定める贈収賄罪など

- a. 賄賂を収受し、またはその要求もしくは約束をした罪
- b. 賄賂を収受させ、もしくは供与させ、またはその供与の要求若しくは約束をした罪
- c. 不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、またはその要求もしくは約束をした罪
- d. a～c に掲げる罪に係る賄賂または利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をした罪
- e. 任務に背く行為をし、他人に財産上の損害を加えた罪またはその未遂罪

H：薬物銃器 犯罪	爆発物取締罰則、大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、武器等製造法、あへん法、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬特例法に違反する罪	
I：特定犯罪に係る証拠隠滅等	刑法 103 条、104 条もしくは 105 条の 2 の罪、組織犯罪処罰法 7 条 11 項 1 号から 3 号に掲げる者に係る同条の罪（いずれも、A～H に掲げる罪を本犯の罪とするものに限られる）	A～H に掲げる犯罪の犯人を本犯とする犯人蔵匿等（103 条）、証拠隠滅等（104 条）、証人等威迫（105 条の 2）、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等（組織犯罪処罰法 7 条 1 項 1 号）・証拠隠滅等（同項 2 号）・証人等威迫（同項 3 号）